港湾の施設の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令案新旧対照条文

一　港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号）（本則関係）・・・

○　港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号）（本則関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（荷役機械の要求性能） 第四十二条　（略） ２　前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる荷役機械の要求性能にあっては、それぞれ当該各号に定めるものとする。 一　船舶との荷役の用に供する荷役機械（石油荷役機械を除く。）の要求性能　自重、レベル一地震動、載荷重及び風等の作用による損傷等が、当該荷役機械の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこと。 二・三　（略）	（荷役機械の要求性能） 第四十二条　（略） ２　前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる荷役機械の要求性能にあっては、それぞれ当該各号に定めるものとする。 （新設） 一・二　（略）